

制定日	2015. 4. 1
改訂日	2023. 12. 1

1. 感染防止対策指針

作成	承認
	

洛和会音羽リハビリテーション病院
感染対策委員会

1. 院内感染対策の目的

- ① 患者が院内で新たな感染症を獲得するリスクを最小限にする。
- ② 職員を感染症から守る。

2. 院内感染対策に関する管理組織機構

1) 感染対策委員会

病院長、関係各部門責任者及び感染管理者を構成員として組織する感染対策委員会を設け、毎月 1 回定期的に委員会を開催する。また、緊急時は臨時委員会を開催する。

【感染対策委員会の業務】

- ① 院内感染対策の検討・推進
- ② 院内感染対策のマニュアル承認
- ③ 院内感染等の情報収集及び分析
- ④ 院内感染の予防と対策に関する啓発
- ⑤ 院内感染対策の施設基準条項を遵守できているか監視・監督

【臨時の感染対策委員会が開催される場合】

重大な院内感染事例が発生した際に、必要かつ迅速な対応をとるため以下のような場合に開催される。

- ② 院内感染アウトブレイクが発生して、緊急な対応が必要となった場合
- ② 病院感染対策マニュアルに対応が定められていない院内感染が発生して、緊急な対応が必要となった場合
- ③ その他、感染防止対策委員長が必要であると認めた場合

2) 感染制御チーム（ICT）

ICD、感染管理担当看護師、臨床検査技師、薬剤師からなる感染制御チーム（ICT）を設け、院内感染状況、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止策等の実施状況の把握と指導、介入を行う。

毎週 1 回、院内ラウンドを実施する。

【感染対策チームの業務】

- ① 毎週 1 回、院内ラウンドを実施する
- ② 院内感染事例の把握とその対策の指導、介入
- ③ 院内感染防止対策の実施状況の把握とその対策の指導

- ④ 院内感染発生状況のサーベイランスの情報分析、評価と効果的な感染対策の立案
- ⑤ 抗MRSA薬の届出制、広域抗菌薬等の投与方法（投与量、投与期間等）の把握と適正化
- ⑥ 手洗い順守率向上へ向けた取り組み
- ⑦ 職員の衛生管理

3) 感染リンクスタッフ

感染対策委員会で審議決定した事項について実践するために感染対策委員会の下部組織として感染リンクスタッフを設ける。各部門、各部署の感染リンクスタッフにより構成する。必要に応じて臨時に開催する。

【感染リンクスタッフの業務】

- ① 各部署での感染対策についての具体的方策の周知
- ② 感染対策委員会等で決定した事項などについて部署への伝達、実践。
- ③ 各部署の感染対策に関する状況の把握、報告
- ④ 各部署での感染対策に関する教育・指導
- ⑤ 感染リンクスタッフラウンドの実施（月1回）

3. 職員研修に関する基本方針

- 1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることで職員の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的に実施する。
- 2) 職員研修は、病院全体に共通する院内感染に関する内容について、年2回以上全職員を対象に開催する。必要に応じて、各部署、職種ごとの研修についても随時開催する。
- 3) 各部署主催の自主研修も積極的に開催するよう指導する。
- 4) 職員は、年2回以上研修を受講しなければならない。
- 5) 研修の実施内容（開催日時、研修項目等）を記録、保存する。
- 6) 看護部安全感染予防委員会は、感染対策に関する勉強会を開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

- 1) MRSA、ESBLなどの耐性菌のサーベイランスの実施
- 2) 伝播力が強く、院内感染対策上問題となる各種感染症のサーベイランスの実施
- 3) 入院病棟におけるインフルエンザ迅速検査者数及び陽性者数のサーベイランスの実施
- 4) カテーテル関連血流感染、人工呼吸器関連肺炎、尿路感染などの対象限定サーベイランスを可能な範囲で実施する。

5. アウトブレイクあるいは異常発生時の対応に関する基本方針

- 1) 各種サーベイランスをもとに院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- 2) アウトブレイク発生時には、その状況及び患者への対応等を病院長に報告する。
対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、対応策を立案、全職員への周知徹底を図る。
- 3) 報告の義務付けられている疾病が特定された場合には、速やかに行政窓口保健所に報告する。

6. 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得た上で、協力を求める。

7. その他院内感染対策の推進のための基本方針

- 1) 職員は、感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染予防策の遵守に努める。
- 2) 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザ（及び小児ウイルス性疾患ワクチンの予防接種）に積極的に参加する。
- 3) 職員は、感染対策マニュアルに沿って、個人用防御具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き器材の使用、真空採血管ホルダーの利用、職業感染の防止に努める。

8. 感染管理者業務

- 1) 感染対策委員会と連携し、院内の感染防止活動を推進する。
- 2) 定期的な院内監視を行い、現場の改善に努める。
- 3) 感染管理者は、重要事項を定期的に院長に報告する義務を有する。
- 4) 感染症が発生した場合は、速やかに発生原因を究明・改善策を立案し、実施するため全職員へ周知徹底を図る。
- 5) 職員教育（集団教育・個別教育）の企画遂行を積極的に行う。
- 6) 職業感染対策について十分配慮し、職員の健康管理に努める。

付記

この指針は 2015 年 4 月 1 日から実施する。

2018 年 9 月 1 日 2021 年 8 月 1 日 2023 年 12 月 1 日 改訂